世羅町で導入に向けた
手続きを進めています

尾道599
あ20-46

尾道ナンバー



あなたの声を
お聞かせください！

1 ご意見フォーム

2 ご意見の状況
（世羅町ホームページ）

3 「尾道」ナンバー
導入に向けて
（世羅町ホームページ）

世羅町

世羅町では、町議会において令和8年6月に「『尾道』ナンバー導入に関する請願書」が採択されたことを受け、「尾道」ナンバー導入に向けた取組を進めることとなりました。



1 ご当地ナンバーについて

◆ご当地ナンバーとは

国土交通省は、自動車のナンバープレートを活用し「走る広報大使」として地域の魅力を全国に発信し、地域振興や観光振興を図るため、「ご当地ナンバー」の導入や普及を進めています。

◆「尾道」ナンバーについて

尾道市からご当地ナンバーの地域名表示は「尾道」、図柄は「世羅町」とする申し入れがあり、図柄のデザインは、世羅町の主導で、地域の景色や特色をイメージした具体的な図柄を検討します。

2 世羅町での経緯について

◆主な経緯

【令和5年3月】世羅郡飲食組合ほか６団体の連名で提出された「『尾道』ナンバー導入に関する請願書」が、世羅町議会において不採択となりました。

【令和8年6月】世羅町商工会から提出された「『尾道』ナンバー導入に関する請願書」が、世羅町議会において採択されました。

【令和8年9月】世羅町議会において、「尾道」ナンバー導入に向けた周知費用等の予算が可決されました。また、住民アンケートの実施は見送られました。

3 「尾道」ナンバーの基本的内容

◆導入基準

① 世羅町・尾道市は、それぞれ単独では要件を満たさないため、共同での導入に向けて取組を進めます。複数の市町（世羅町と尾道市）で導入する場合は、地域内の登録自動車数が概ね５万台以上、または、地域内の登録自動車数と軽自動車数の合計が概ね8.5万台以上を満たす必要があります。

② 図柄ナンバープレートを併せて導入し、地域・観光振興を図る方針を有している必要があります。

③ 対象地域において、地域住民の合意形成が図られている必要があります。そのため、制度の趣旨などを十分に説明するとともに、地域等の属性に大きな偏りがない等の適切な方法により、アンケート等で住民の合意状況を確認することが求められています。

◆申込手続

世羅町と尾道市からそれぞれ広島県へ導入の要望を行い、広島県が基準や手続きへの適合性を確認した上で、国土交通省へ導入意向を表明します。その後、両市町の合意を得て、広島県から国土交通省へ正式な申込みを行い、申込みを受けた国土交通省は、審査を経て新たな地域名表示の導入を決定します。

◆交付の時期

令和11年5月頃（予定）

国土交通省への申込み・審査等を経て、交付が開始される予定です。

◆対象の自動車

自動車（軽自動車含む）（自家用・事業用）

バイク（126cc以上）

世羅町または尾道市に使用の本拠を置く自動車とバイクが対象です。

大切なポイント！

① 「尾道」ナンバーが導入されると、令和11年5月以降に新規登録・届出された自動車は、順次、全て「尾道」ナンバーになります。　※「福山」ナンバーの交付を受けることはできません。

② 現在ご使用中の自動車のナンバーを、強制的に変更するものではありません。

③ 誰でも交付を受けることができる図柄なしの通常の「尾道」ナンバープレートと、寄付をした方が選択できる図柄入り「尾道」ナンバープレートがあります。寄付金は地域の振興や観光振興等に活用される予定です。

④ 図柄については更新制で、図柄ナンバープレートの交付件数や普及率が国の定める基準を下回った場合、令和16年５月頃以降は図柄を変更しない限り、図柄なしの「尾道」ナンバーのみの交付となります。

【お問合せ先】世羅町役場 企画課企画係　☎ 0847-22-3206